

2014 WORLD ECONO MOVE <MINIKART>



REGULATIONS 特別規定

2014年2月25日

WEM組織委員会・CQミニカート推進委員会

World Econo Move Minikart

2014

REGULATIONS

【特別規定】

目次

《第1章》 総則	P3～
第1条 プログラム	第2条 大会の名称	第3条 主催団体
第4条 開催場所	第5条 特別共催	第6条 後援
第7条 主管	第8条 大会組織・役員	第9条 事務局の連絡先
第10条 競技クラス	第11条 規定の改正	第12条 規定の解釈
第13条 異議申し立て	第14条 ブリーフィング	第15条 競技車両の識別
第16条 公式通知		
《第2章》 エントリー	P4～
第17条 参加申し込み	第18条 エントリーフィー	第19条 保険
《第3章》 競技概要	P5～
第20条 コース	第21条 競技方法	第22条 タイムアタック
第23条 スタート	第24条 競技終了	第25条 走行
第26条 成績	第27条 競技の中止	第28条 信号旗
《第4章》 車両規則	P6～
第29条 シャシー・ボディー	第30条 モーター	第31条 エネルギー源
第32条 コンデンサー	第33条 電装品及び他のエネルギー源	第34条 安全性
第35条 車両検査	第36条 競技番号及び公式ステッカー	第37条 ドライバーの体重
《第5章》 その他	P8～
第38条 失格	第39条 肖像権	第40条 広告
第41条 賞典	第42条 エネルギーの換算基準	第43条 補則
<附則>		

《第1章》 総 則

本規定は World Econo Move の理念の元に、その入門レースとして開催するミニカート部門のための特別規定である。

本大会すべての参加者は、本規定を理解したうえ、これを遵守することに同意したものとする。

第1条 プログラム

2014年3月16日(日) エントリー締切
2014年5月4日(日) 受付、車検
2014年5月5日(月) タイムアタック、本戦、表彰式

第2条 大会の名称

『World Econo Move Minikart』、以下本規定においては「エコノムーブ・ミニカート」と称する。

第3条 主催団体

本大会は、『ワールド・エコノ・ムーブ組織委員会』『CQミニカート推進委員会』が主催する。

第4条 開催場所

本大会は、秋田県『大潟村ソーラースポーツライン』において開催する。

第5条 特別共催(予定)

CQ出版、株式会社ミツバ、ほか(順不同)

第6条 後援(予定)

東北経済産業局、全国工業高等学校長協会、秋田県、秋田県教育委員会、大潟村、大潟村教育委員会、燃料電池実用化推進協議会、日本太陽エネルギー学会、環境あきた県民フォーラム、日本重化学工業株式会社、岩谷産業株式会社、秋田県自然エネルギー開発協会、JISFC組織委員会、WSR組織委員会、(順不同)

第7条 主管

本大会は、『クリーン・エナジー・アライアンス』(Clean Energy Alliance)が主管する。

第8条 大会組織・役員

別に定める。

第9条 事務局の連絡先

クリーン・エナジー・アライアンス事務局
〒010-0443 秋田県南秋田郡大潟村字中央1の17
TEL・FAX 0185-45-3339 (Sun Sun Thankyou)
E-mail wsr@ogata.or.jp

第 10 条 競技クラス

CQ出版が販売する「CQEV ミニカート」及び「CQ ブラシレス・モータ&インバータ・キット」のモーターを搭載した車体のみが参加できるワンメイククラスの競技とする。

第 11 条 規定の改廃

本大会組織委員会は本規定を変更することができる。

第 12 条 規定の解釈

本規定に定められていない事項あるいは明記されていない事項については、本大会組織委員会が最終的な決定を下すものとする。

第 13 条 意義申し立て

異議申し立てを行う場合には、異議申し立ての対象となる事態の発生から 1 時間以内に、書面にて提出しなければならない。

- 2 異議申し立てを行うことができるのは、各チームの代表者に限る。
- 3 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。
- 4 競技時間中の規則違反、不正行為に対する抗議は、競技終了後 1 時間以内とする。
- 5 競技の最終結果に対する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内とする。

第 14 条 ブリーフィング

チームの代表者及びドライバーは、2014 年 5 月 4 日に行われるブリーフィングに参加しなければならない。

- 2 運転免許を持たないドライバーは走行マナー・ブリーフィングに参加しなければならない。

第 15 条 競技車両の識別

各チームにナンバーを割り当てる。(第 36 条参照)

第 16 条 公式通知

本規定以外に必要な事項に関しては、ブリーフィング及び公式通知にて公示する。

- 2 緊急の場合は、場内放送などで伝達される。

《第 2 章》 エントリー

第 17 条 参加申込み

エントリーの受付は 2014 年 2 月 25 日から 3 月 16 日までとする。ただし、組織委員会が特に認めて場合はこの限りではない。

- 2 チームの代表者は満 20 歳以上とし、メンバー全員の行動に責任を負うものとする。
- 3 ドライバーは中学生(満 12 歳)以上とする。
- 4 車検開始の時間まではメンバー及びドライバーの変更ができる。ただし 2014 年 4 月 10 日以降の変更は、公式リストに記載されないことがある。

第 18 条 エントリーフィー

参加料は 20,000 円とする。(レース用バッテリー代を含む)

- 2 申し込み期限(第 17 条参照)内にエントリーを取り消した場合、参加料は払い戻すものとする。期限以降の取り消しの場合は、払い戻しをしない。

第 19 条 保険

参加チームのメンバーは、全員所定の保険(参加要項参照)に加入しなければならない。

- 2 すべての参加者は、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、コース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

《第 3 章》 競技概要

この競技は与えられたエネルギーをいかに上手に使い切るかを競うものであり、創意工夫、知的挑戦のレースである。

第 20 条 コース

この競技は『大潟村ソーラースポーツライン』の特設ショートコース (1.1 km) を使って行う。

第 21 条 競技方法

各チームにイコールコンディションのバッテリーが支給され、それぞれの性能に合わせた走行計画のもとにバッテリーを使いきって走行した周回数を競う競技である。

第 22 条 タイムアタック

2014 年 5 月 5 日午前中にショートコース 1 周 (1.1 km) の周回時間を競うタイムアタックを行う。

- 2 第 27 条に示す規定により本戦が中止となった場合、タイムアタックの結果が公式成績となる。
- 3 タイムアタックは支給されるバッテリーを用いる。タイムアタック終了後もバッテリーの交換・充電は認められない。

第 23 条 スタート

原則としてグリッドからの一斉スタートとし、スターティンググリッドはタイムアタックの成績順とする。

- 2 タイムアタック (第 22 条、参照) のスタートは、エントリー順とする。

第 24 条 競技終了

競技時間は 30 分とする。

- 2 競技時間内に完了した周回数をもって成績とし、時間終了後の周回はカウントしない。

第 25 条 走行

原則としてすべての競技車両は左側走行とする。

- 2 走行は車間距離や速度差に充分配慮し、走行車両に追いついた場合は、ベル又はクラクションで合図した後、右側を追い越すこととする。
- 3 後方に追い越そうとしている競技車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲って追い越しさせること。
- 4 いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。
- 5 競技時間中の修理は、所定の場所においてのみ可能とする。

- 6 ピットゾーンを除き、ドライバー及びオフィシャル以外は、いかなる場合も停止している競技車両に触れることは許されない。
- 7 すべての競技者は競技中に緊急車両、オフィシャルカー、公式記録員の車両がコース内を走行することを承知していなければならない。

第 26 条 成績

周回数の多い順にその栄誉を表彰する。

- 2 周回数が同一の場合は最終周回達成の早い方が上位となる。

第 27 条 競技の中止

次のような場合、参加者の安全を考え、競技を中止することがある。

- (1) 強風の場合
- (2) 豪雨の場合
- (3) 災害によりコースが使用不能の場合
- (4) その他、大会本部が競技の開催又は続行が不可能と判断した場合

第 28 条 信号旗

競技に使用する信号旗は以下の通りである。

- (1) 大会旗：スタート旗
- (2) 黄色旗：走行注意
- (3) 赤色旗：競技終了又は競技中止
- (4) チェッカーフラッグ：競技時間終了

《第 4 章》 車両規則

本競技はエコノ・ムーブの入門編の姉妹レースとして開催される。本レースを通じてモーターの制御技術や車体の製作や調整、更にはエネルギーマネジメントを学ぶことを目的とする。

第 29 条 シャシー・ボディ

本競技に参加できる車体は C Q E V ミニカートのみとし、フレーム本体の改造を行い安全性の低下を招いてはならない。

- 2 シャシーへのパーツ、シート、ボディ等の取付けのための加工は認められる。
- 3 競技車両のデザイン及び構造は以下を除き、自由である。
競技に参加する他の車体に対して接触等により危険性を与える。あるいは走行の妨害を与える恐れがある車体デザインは認められない。
車両サイズ：走行中の競技車両は、全長 2.5 m、全幅 1.2 m、全高 1.6 m 以内とする。
- 4 ブレーキはドライバーが搭乗した状態で 8% 勾配のパネル上に制止可能であること。ブレーキは 2 系統を推奨する。
- 5 通常の走行ポジションに於いて、真上から見たフレームの前後にドライバーの身体が出てはならない。

第 30 条 モーター

本競技に使用可能なモーターは以下に限定する。

モーター：「CQ ブラシレス・モーター&インバータ・キット」のモーター部/MITSUBA Kt-M/G-1

第 31 条 エネルギー源

タイムアタック及び競技中は支給されたバッテリー以外のエネルギー源を使用することはできない。搭載方法は自由であるが、速やかにかつ電氣的結線部が確実に接続できるように準備すること。

第 32 条 コンデンサー／キャパシター

コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることを証明しなければならない。

第 33 条 電装品及び他のエネルギー源

電気配線は、車検にて外からそのとりまわしが確認できる状態でなければならず、例えばパイプ等の中を通したりしてはならない。

- 2 乾電池も含めて、鉛蓄電池部門は支給されたバッテリー以外のいかなるエネルギー源も搭載してはならない。但し、スピードメーター、大会が認めたデータログやメーター等に使用する電池は、いずれも独立配線が確認できるものに限り搭載を認める。電池は常温で使用することとし、事前の過熱は認められない。

- 3 人力を含めて、走行の補助となりうる機構又は装備は一切認めない。

- 4 他のエネルギー源が搭載されていると疑われる構成、部分がある場合は、車検に合格できない場合がある。

但し、駆動用モーターによる回生制動は、省エネ走行をテーマとする本大会の主旨に合致しているので推奨する。

- 5 無線機の使用は許可しない。但し、市販の携帯電話及び PHS の持ち込みは認め、走行中はハンズフリー装置を使用すること。

第 34 条 安全性

競技車両の外側及びコックピット内に危険につながると思われる不要な突起物があるてはならない。

- 2 ヘルメット：ドライバーは JIS マークの確認ができるヘルメットを着用すること。

- 3 ドライバーは、長袖、長ズボン、靴、グローブ（手袋）を着用しなければならない。レーシング・スーツの着用を推奨する。

- 4 ドライバーは電氣的ショックから保護されていなければならない。

- 5 48 ボルト以上の電圧を使用する時は、車体の当該個所に電圧警告表示しなければならない。

- 6 緊急の場合に備え、ドライバーは速やかに自力で脱出できること。

- 7 警笛：ベル又はクラクションを装備すること。

- 8 視界：安全走行に著しく支障となるほど視界が限られている場合は、車検にて修正指示を出す場合がある。

- 9 バックミラー：走行時の後方確認ができるバックミラーを 1 か所以上装備すること。

- 10 高速回転体（チェーン、スプロケット、ギアなど）には保護カバーを施すこと。

第 35 条 車両検査

競技に参加するすべての車両は「本大会」が指定した日に行われる公式車両検査を受けなければならない。

- 2 競技に参加するすべての車両は、車両規則に基づく項目ごとにその適合の確認を受けなければならない。
- 3 競技長より車両の修正を命じられた時間内に行えない場合は、競技に出場できない。
- 4 車両検査終了後は車両規則に定められた内容に関し変更してはならない。
- 5 競技終了後、成績発表まで車両は指定場所に保管すること。また、入賞対象車両は再び車両検査を受けなければならない。

第 36 条 競技番号（ゼッケン）及び公式ステッカー

参加車両は主催者が支給するゼッケン 2 枚と大会ステッカーを確認しやすい場所に貼らなければならない。

- 2 ゼッケン及び大会ステッカーはそれぞれ一辺 20cm の正方形に収まる形状とする。

第 37 条 ドライバーの体重

ドライバーの体重は 60kg とする。

- 2 60kg に満たないドライバーは、不足分のウェイトを搭載することとする。このウェイトは車検時、スタート前、ゴール後の再車検時に確認することとする。

《第 5 章》 その他

第 38 条 失格

次のような場合、失格を命ずる場合がある。

- (1) 走行中に手押し又は足により、明らかに走行を補助している行為が認められた場合。
- (2) バッテリーの封印開封、またはケースの破損が見られた場合。
- (3) 本戦にて、支給されたエネルギー源以外で走行を補助するとみなされる動力源が用いられたことが確認された場合。
- (4) 競技委員の指示に従わなかった場合。
- (5) 審査委員会が悪質なマナー違反と判断した場合。

第 39 条 肖像権

参加者はエネルギーの有効活用の啓蒙活動及び『ワールド・エコノ・ムーブ』の広報活動のために、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などにおけるドライバー及び車両の肖像権を大会組織委員会に提供するものとする。

第 40 条 広告

競技車両の車体に広告を付けることができる。

- 2 マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

第 41 条 章典

成績順に 1 位から 4 位までを入賞とする。

- 2 技術的に優れたチームなどには特別賞が用意される。
- 3 記録証明書：コースを 1 周以上したチームには走行記録証明書を授与する。

- 4 大会運営ボランティア：大会ではボランティアメンバーの拠出を推奨する。このボランティアメンバー全員に感謝状を発行する。

第 42 条 エネルギーの換算基準

1 Ep(エコパワー)／エコパワーとは、ガソリン 1 リットルのもつエネルギーを電気エネルギー(Wh)に換算した値である。

本大会では、8,972Wh=1Ep とする。

第 43 条 補則

すべての参加者は、競技運営上のあらゆる規定、大会競技委員の指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎み『ワールド・エコノ・ムーブ』大会を構成するあらゆる関係機関及び関係委員の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

<付則> この規定は、『2014 ワールド・エコノ・ムーブ ミニカート』に適用されるもので、2014年2月25日より施行される。